

# 「第六次多摩市総合計画 基本計画」改定方針

## 第1 改定の趣旨

本市では、令和5（2023）年11月に「第六次多摩市総合計画」（以下、「総合計画」）を策定し、将来都市像「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」の実現に向け、3つの重点テーマ「環境との共生」「健幸まちづくりの推進」「活力・にぎわいの創出」を設定し、様々な取組を推進してきました。

その後、本市を取り巻く環境は、国際紛争や物価高騰の影響、気候変動に伴う自然災害の激甚化、更なる少子高齢化の進展等、刻一刻と目まぐるしく変化しています。

今回の改定は、こうした社会の変化を的確に捉え、従来の手法や考え方にとらわれずに柔軟に対応し、未来へ向けた取組の一層の推進を図るために実施するものです。

## 第2 計画の構成と期間

総合計画は、本市の将来像を定める基本構想と、具体的な取組を定める基本計画の2層で構成しています。

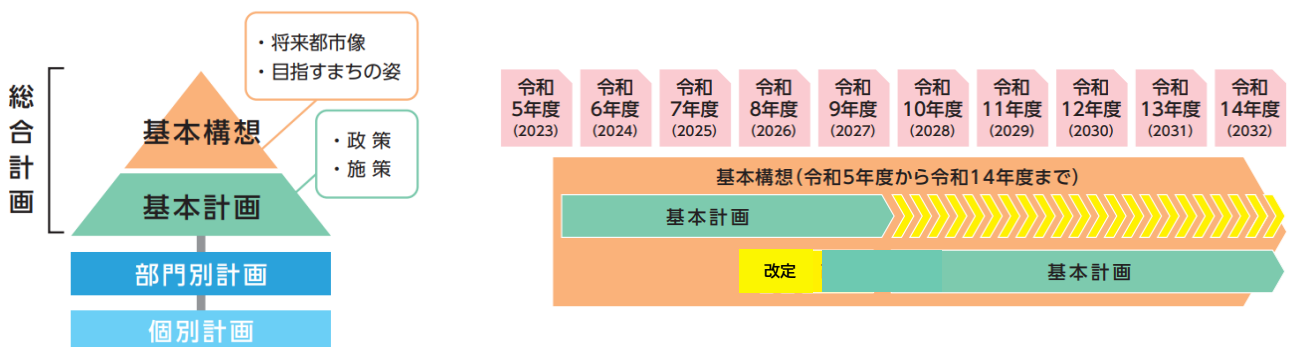
### 1 基本構想

10年後を見据えた、まちづくりの基本理念のもと本市の将来都市像や分野横断的に取り組むべき重点テーマ、分野別の目指すまちの姿、行財政運営の基本姿勢などを示します。計画期間は、令和5（2023）年度から14（2032）年度までの10年間です。

### 2 基本計画

基本構想に定めた「将来都市像」を実現していくための政策や施策、分野横断的な取組、それを支える行財政運営等を示します。計画期間は、令和5（2023）年度からの14（2032）年度までの10年間です。

今回の計画（後期基本計画）は、令和9（2027）年度からの14（2032）年度までを計画期間とします。



### 第3 改定に当たっての基本的な考え方

総合計画で掲げる将来都市像「つながり 支え 認め合い いきいき とかがやけるまち 多摩」の実現に向け、より実効性の高い総合計画・基本計画としていくため、次の点を踏まえて改定します。

#### 1 本市を取り巻く環境変化への対応

現行の基本計画は、5つの社会情勢（(1) 気候変動、(2) DX（デジタル・トランスフォーメーション）、(3) コロナ禍を踏まえた新しい日常、価値観、(4) 担い手不足、(5) SDGsを前提として策定しました。

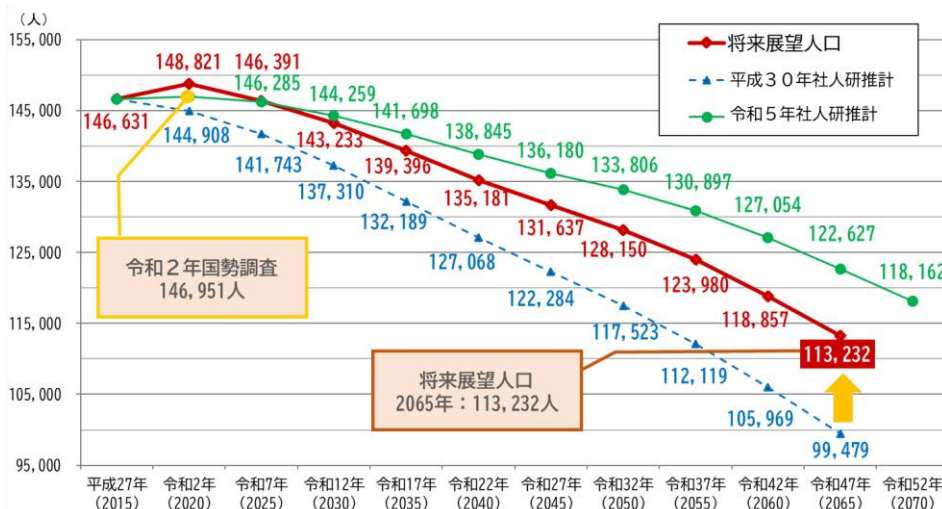
その後、世界情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化など一段と厳しさを増しています。また、「地球沸騰化」ともいわれる気候変動は、3年連続で観測史上最も暑い夏を記録するなど深刻化しています。市民生活への影響を注視し、必要な対応を講じる必要があります。

一方、本市にとって前向きな変化も生じています。0～39歳までの人口は、直近3年間（令和5～7（2023～2025）年）で約1,600人転入超過しています。65歳健康寿命も、令和6（2024）年に男女ともに都内1位（要支援1）を獲得するなど、引き続き都内トップクラスを維持しています。これらの環境変化を踏まえて改定します。

#### 2 将来展望人口（目指すべき将来人口）の進捗

「総合計画」では、将来的な人口減少を前提としながら、若い世代の流入と出生の増加により人口減少を和らげた目指すべき将来人口として「将来展望人口」を設定し、その実現に向け取組を推進しています。

令和2（2020）年時点では、将来展望人口148,821人（赤線）に対し、国勢調査人口は146,951人（オレンジ色）とやや下回っています。一方、令和5（2023）年11月の策定後に公表された「令和5年社人研推計」（緑線）では、人口減少の進行がわずかに緩やかになっています。この要因について、社人研は、全国的に「出生率は低下」するものの、「外国人の入国超過増」「平均寿命の延伸」によりわずかに緩和したと分析しています。こうした状況も踏まえて改定します。



### 3 「関連する計画」との結びつきの強化

第六次総合計画からは、総合計画の基本計画と各分野における行政計画（部門別計画、個別計画）との結びつきを強化しています。具体的には、総合計画・基本計画では、各分野における行政計画に記載している取組の方向性、成果指標等を引用することで相互の結びつきを強化し、計画の進行管理や評価事務の効率化を図っています。

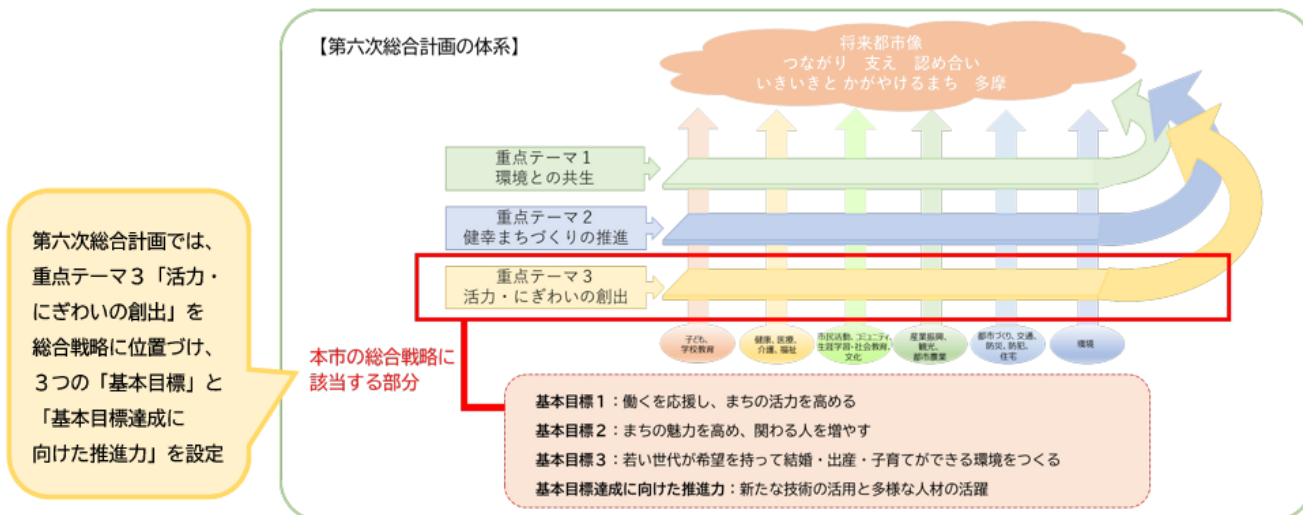
本市では、令和5（2023）年11月の策定以降、総合計画を推進する上で根幹となる行政計画の策定・見直しに取り組んできました。

改定に際しては、これらの新たに策定・改定された行政計画等の反映を図り、より実効性の高い計画とすることを目指します。

### 4 地方創生の動きへの対応

本市では、「第六次総合計画」から、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「地方版総合戦略」と一体化しています。具体的には、重点テーマ3「活力・にぎわいの創出」を総合戦略に位置付け、3つの「基本目標」と「基本目標達成に向けた推進力」を設定しています（下図参照）。

その後、新たな国の動き（地方創生2.0基本構想、地方創生に関する総合戦略の策定等）に対応するため、令和7（2025）年度に、産学金の学識経験者や実務家、市民委員で構成される「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設置し、議論いただきました。その結果、令和8（2026）年2月に「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けた報告書」が市長へ提出されており、当該報告書を基礎資料として活用しながら改定します。

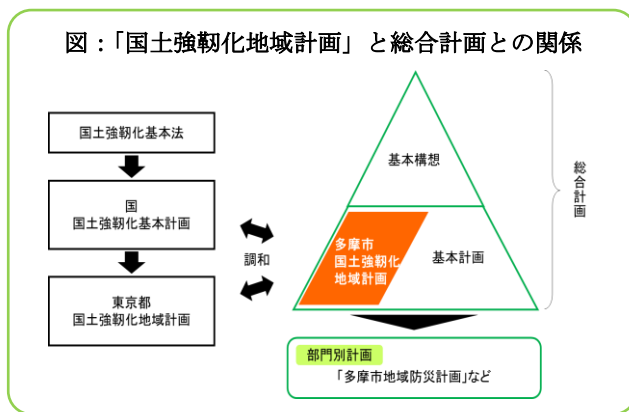


## 5 「国土強靱化地域計画」との連携強化

国土強靱化とは、地震、台風、豪雨等の大規模自然災害が発生しても、人命を守り、社会・経済機能の壊滅的な被害を避けて迅速に回復できる、強くてしなやかな国・地域づくりを目指す包括的な取組です。

本市では、令和3（2021）年11月に「国土強靱化地域計画」を策定し、令和6年（2024）年3月には「総合計画」の策定に併せ、強靱化に係る各個別計画等の指針とするための改定を行っています。

その後、令和8（2026）年3月には、「地域防災計画」の改定版との整合等を図るため改定しました。改定に際しては、最新の「国土強靱化地域計画」との整合を図り、相互の連携を強化します。



## 6 計画の推進に向けて ～「評価と予算との連動」と「行財政改革」の推進～

総合計画は、「評価と予算との連動（PDCAサイクル）」と「行財政改革」により推進するものとしています。

### (1) 「評価と予算との連動」について

令和6（2024）年度以降、新たな評価の仕組みの構築・定着化に向けた取組を推進してきました。その取組成果は「行政評価レポート」として公表しています。改定に際しては、より適切な施策の成果指標・目標値の設定など、「評価と予算との連動」強化に向けた取組を推進します。

### (2) 「行財政改革」について

今後、人口減少や高齢化が急速に進み、毎年3月に公表している「中期財政見通し」からも財政構造が厳しくなることが見込まれています。社会保障関係経費の増加等に加え、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎えています。特に令和10（2028）年以降は市役所本庁舎をはじめ、多摩第三小学校、学校給食センター等の公共施設の更新を予定しています。今後、国際紛争の動向や物価高騰の進行も工事経費に大きく影響し、歳出規模の拡大も予測されます。

本市では、こうした中でも将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、総合計画に基づく取組を着実に進めるため「行財政改革」を推進しています。

総合計画の改定に当たっては、これらの「行財政改革」の取組として、令和6（2024）年4月に策定した「行財政マネジメント計画・DX推進計画」に基づくDX推進や行政サービスの転換等の取組内容や、公共施設の維持・更新に係る負担を次世代に先送りせず持続可能な行財政運営を可能にするために令和8（2026）年度中に策定予定の「アセットマネジメント計画」と整合を図りながら、総合計画の着実な推進に向けた取組の方向性等を記載します。

## 第4 改定体制

### 1 市民参画

#### (1) 市民ワークショップ

総合計画・基本計画の改定にあたり、多様な市民の意見を反映させるため、無作為抽出で選ばれた市民等（15歳以上）によるワークショップを開催します。

#### (2) 子ども・若者からの意見表明・まちづくりへの参画

「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」第4条に基づく、子ども・若者の権利を保障するため、意見の表明及びまちづくりへの参画の取組を実施します。

また、子どもみらい会議を通じて子ども達から寄せられた市政への提案やメッセージについても、子どもたちによる貴重な意見表明として改定に際しての基礎資料とします。

#### (3) パブリックコメント

計画素案の段階で、たま広報、公式ホームページ等で公表し、市民からの意見を募集します。市民から寄せられた意見を考慮して、内容を検討するとともに、意見に対する市の考え方を公表します。

#### (4) 市民説明会

計画素案が完成した段階で市民説明会を実施します。市民説明会では、計画改定の趣旨、社会情勢や行政課題を踏まえた基本的な方向性、素案の構成や主な内容について説明を行います。説明会を通じて市民から意見を伺いながら、情報共有を図ります。

### 2 庁外組織

#### (1) 総合計画審議会

「総合計画審議会条例」第4条に基づき、審議会委員15人以内で構成します（行政委員会3人以内、学識経験者5人以内、市民委員7人以内（うち公募による市民委員2人以内））。総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、計画の改定に関して必要な調査及び審議をした上で答申します。

### 3 庁内組織

#### (1) 総合計画策定委員会・専門委員会

総合計画策定委員会は、「総合計画策定委員会設置規程」に基づき設置し、計画を改定するために必要な事項を調査、審議及び調整し、基本計画の改定案を決定します。市長、副市長、教育長、部長級職員及び課長級職員をもって組織します。

また、当該規程では、策定委員会に専門委員会を置くこととされており、専門委員会において具体的な案を作成します。なお、各施策の検討は、実際の事業に直接携わり、調整を行う立場である課長級職員の参画により進めていきます。

### 4 市議会

総合計画は、市政運営全体の基本指針として、予算編成や事業実施に大きな影響を及ぼすため、基本計画改定の進捗に合わせ、検討状況を適宜報告します。

また、第五次総合計画基本計画の改定時には、基本計画（案）がまとまった段階で、市議会全員協議会に説明を行っていることから、今後、市議会と調整を行っていきます。

## 第5 改定スケジュール

- ・ 令和8年 6月6日、13日 : 市民ワークショップの開催
- ・ 令和8年 6月以降 : 総合計画策定委員会・専門委員会での審議
- ・ 令和8年 7月以降 : 総合計画審議会での審議
- ・ 令和8年12月 : 基本計画（素案）の決定
- ・ 令和9年 1月 : 市民説明会、パブリックコメントの実施
- ・ 令和9年 3月 : 基本計画の決定